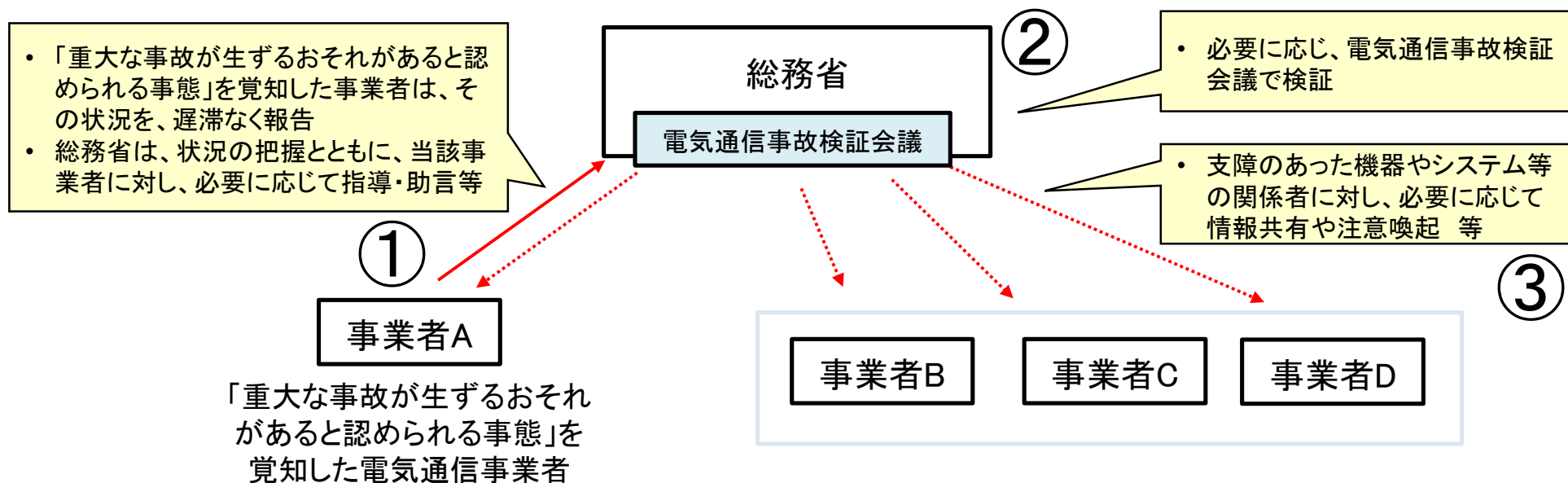


「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態に係る報告制度」の基本的な考え方

基本的な考え方

- 本報告制度を通じて状況を把握した総務省が、報告元の電気通信事業者に対し指導・助言等を行ったり、設備やシステム等に支障があった場合にはその関係者に対し情報共有や注意喚起等を行ったりするような形の運用を想定。
- 報告された事態のうち、電気通信事業者間で共有すべき情報や教訓が得られる蓋然性が高い事態に限り、「電気通信事故検証会議」で検証し、再発防止策や他の電気通信事業者に向けた教訓づくりに活かすなど、業界全体にとって有意な仕組みが構築されることが期待される。
- 本報告制度は、重大な事故の未然防止や被害軽減への寄与を目的としたものであることから、重大な事故に係る報告制度において規定される通信サービス停止等の継続時間や影響利用者数によらず、具体的な事態を報告対象とする。

＜「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態」に係る報告制度の運用イメージ＞



重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態に係る報告制度の要求条件

- 本報告制度については、国民生活や社会経済活動にとって重要な基盤となっている通信サービスの確実かつ安定的な提供に寄与するという観点と、電気通信事業者にとって過度の負担とならないようにするという観点の両方に配慮する必要があることから、報告対象については、一定数以上の利用者に通信サービスを提供する電気通信事業者が設置した事業用電気通信設備に係る事態のうち基幹ネットワークに係る事態のみに限定する。
- 本報告制度の対象とする具体的な事態については、①事業用電気通信設備規則で定める技術基準に基づく機能に支障を生じた事態、②過去に発生した重大な事故の発生原因に基づく事態から抽出。
- そのほか、重大な事故に係る報告制度では、衛星、海底ケーブル等が重要な電気通信設備として位置付けられていることを踏まえ、③衛星、海底ケーブル等に深刻な機能低下や重大な損傷が生じた事態を報告対象として整理。

①技術基準に基づく機能に支障を生じた事態

- ✓ 技術基準においては、「電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること」等を目的に「電気通信設備の損壊又は故障の対策」が定められている。
- ✓ 技術基準に基づき「電気通信設備の損壊又は故障の対策」として定めた設備の機能に動作異常が生じた事態や、当該設備に物理的損傷等が生じた事態等を報告対象とする。

②過去に発生した重大な事故の発生原因に基づく事態

- ✓ 過去の「重大な事故」の発生原因を検討することにより、そのうちの一部を「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態」として捉えることが可能であると考えられる。
- ✓ ただし、「重大な事故」の発生原因は多種多様であることから、そのうちの典型的な事態を客観的・外形的に確定できるような形で報告対象として規定する。

<報告対象①>

■予備機器等（事業用電気通信設備規則第4条）

- 電気通信設備の故障等の発生時に、そのことを速やかに覚知できず、当該設備の機能を代替することとなっていた予備の電気通信設備（当該予備の電気通信設備の機能を代替することとなっていた予備の電気通信設備を含む。）へ速やかに切り替えることができなかった事態

■耐震対策（第9条）

- 事業用電気通信設備規則で定める耐震対策の規定にかかわらず、電気通信設備の転倒又は電気通信設備の構成部品の脱落が生じた事態

■防火対策等（第13条）

- 事業用電気通信設備規則で定める防火対策等の規定にかかわらず、電気通信設備を収容し、又は設置する通信機械室、通信機械室に代わるコンテナ等の建造物又はどう道において、発火、発煙又は焼損が生じた事態

<報告対象②>

■基幹ネットワークの交換機能等に係る事態

- 電気通信設備の機能に支障を生じ、当該設備の運用を停止しようとしたにもかかわらず当該設備の運用を停止することができなかった事態

■加入者管理機能に係る事態

- 電気通信役務を提供する電気通信事業者が意図しない利用者の端末からの電気通信回線設備への接続の要求を認証し、当該端末が電気通信回線設備に接続された事態

③衛星、海底ケーブル等に深刻な機能低下や重大な損傷が生じた事態

- 衛星に消費電流の安定的な供給の停止が生じた事態
- 海底ケーブルの切断が生じた事態 等